

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
筑後川上流総合管理所長 前田 剛 宏  
(公印省略)

## 見積依頼書

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1 件名   | 寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務（オープンカウンター方式）     |
| 2 履行場所 | 福岡県朝倉市田代地内 田代揚水施設 福岡県朝倉市山見地内 山見揚水施設 |
| 3 履行期間 | 契約締結の翌日から令和7年5月30日まで                |
| 4 内容等  | 別添、仕様書等のおとり                         |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

### 記

- |  |   |
|--|---|
| 1 現場説明   | 実施しません。   |
| 2 見積参加要件   | 当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者（役務の提供）「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」であり、別添仕様書の業務が実施可能であること。  |
| 3 見積書等   |   |
| 1) 様式等   | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。                     |
| 2) 提出方法  | FAX、持参又は郵送によります。（※FAX番号は、4）に記載された番号）  |
| 3) 見積書提出期限   | <b>令和7年4月30日 10時</b> まで   |
| 4) 提出先   | 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所<br>TEL 0946-25-0113<br>FAX 0946-25-0133  |
| 5) 担当者   | 総務課 見上 潤  |
| 6) 質問書提出期限   | <b>令和7年4月22日 12時</b> まで<br>※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。   |
| 7) 見積回数  | 2回を限度とします。<br>なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は <b>令和7年4月30日16時まで</b> とします。  |
| 8) その他   | ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。<br>② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果   | 見積結果については、 <b>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知</b> します。   |
| 5 その他  |   |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。 |   |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。  |   |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。                  |   |
| 4) 見積合わせに参加を希望する者は、見積参加希望届（別紙）をFAXにてご送信下さい。  |   |

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する  
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する  
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

(別紙)

# 見 積 参 加 希 望 届

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が発注する案件について、見積合わせに参加したいので、「オープンカウンター試行実施説明書」に承諾し、見積参加希望届を提出します。

発注件名				
会社名				
担当者名				
住所				
電話番号				
ファクシミリ番号				
くじ用数値	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>※ 同価格の最低価格が複数あった場合に必要となりますので、任意の数字3文字を記載して下さい。</p>			

宛先	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上 電話番号 0946-25-0113 (代表) ファクス番号 0946-25-0133
----	--

# 寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務

## 仕 様 書

令和7年4月

独立行政法人水資源機構  
筑後川上流総合管理所

## 第1節 総則

### 1-1 適用

この仕様書は、寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 1-2 業務概要

本業務は、寺内導水路付帯施設の田代揚水施設ポンプ設備、山見揚水施設ポンプ設備について点検を行うものである。

### 1-3 履行場所

- ・福岡県朝倉市田代地内 田代揚水施設
- ・福岡県朝倉市山見地内 山見揚水施設

### 1-4 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結日の翌日から5月30日までとする。  
なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

## 第2節 一般事項

### 2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

施設名	設備名	対象設備	数量	実施内容
寺内導水路付帯施設	田代揚水施設ポンプ設備	・揚水ポンプ	2台	・年点検
		・機側操作盤	1面	
	山見揚水施設ポンプ設備	・揚水ポンプ	4台	・年点検 ・清掃
		・機側操作盤	1面	

### 2-2 担当職員

担当職員とは、本業務の履行における受注者に対する指示、承諾又は協議を行うものである。

### 2-3 提出図書

受注者は、次に示す図書を提出するものとする。

- ① 点検着手前に提出するもの

- ・業務計画書（作業手順書、計画工程表含む） 1部
- ② 点検終了後速やかに提出するもの
  - ・点検報告書 1部
 点検報告書には次の内容を含むものとする。
  - (1)点検記録書
    - ・点検概要
    - ・総合所見
    - ・不良不具合報告書
    - ・点検前後設備状態チェックシート
    - ・点検表（計測記録表）
  - (2)履行状況写真
- ③その他担当職員が指示したもの 必要部数

#### 2-4 貸与品

本業務において、受注者からの申し出により、次の図書を貸与する。

1. 田代揚水施設ポンプ設備工事 完成図書
2. 山見揚水施設ポンプ設備工事 完成図書
4. その他担当職員が必要と認めたもの

#### 2-5 作業手順書

点検等の作業にあたっては、作業手順書を作成し作業員に周知徹底を図ったうえで遵守させるものとする。

また、作業手順書の見直しが必要となった項目については、適宜見直しを図るものとする。

#### 2-6 設備の操作

1. 本業務の履行に伴い設備の操作を行う場合は、事前に担当職員に操作の可否、操作範囲等の確認を行い、担当職員の立会又は了解を得てから実施するものとする。  
 なお、操作前・操作後には、必ず担当職員に連絡するものとする。
2. 受注者が操作を行う場合は、設備構造を把握した技術者により行うものとする。
3. 低圧の充電電路等の点検及び操作（労働安全衛生規則第36条第4号の業務）にあたっては、「労働安全衛生法」に基づく低圧電気取扱特別教育を受講した者、または同等以上の資格を有する技術者を充てるものとする。

#### 2-7 作業前後の連絡と確認

1. 受注者は、点検作業開始前に担当職員に、当日の設備の運用状況、運用予定及び点

検時の設備操作可能範囲を確認した後に作業を開始するものとする。

2. 受注者は、点検作業後に担当職員の指定する設備状態とし、点検前・後の設備状態を記録し提出するものとする。
3. 受注者は、点検実施日の作業終了毎に、設備状態を担当職員に連絡するものとする。

## 2-8 安全管理

受注者は、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底されるものとする。

## 2-9 水質保全

受注者は、本業務の履行にあたり、油脂類の流出等による水質汚染が無いよう十分留意するものとし、必要に応じて対策を講じるものとする。

なお、水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。この場合、油脂類の回収、水質分析等に係る費用は受注者の負担とする。

## 2-10 異常発見時の対応

1. 点検・整備の結果、不具合箇所等を発見した場合は、不具合状況、原因、修復若しくは改造方法等について、不良・不具合箇所報告書により速やかに担当職員に報告するものとする。
2. 不具合箇所等のうち、点検結果に基づき実施する調整、小規模な修理等は本業務に含まれるものとする。

ただし、専門性が高く、高度な技術調査・検討又は、相当の費用を要するものについては、別途、担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

なお、調整、小規模な修理とは、手持ち及び備付けの工具等による機器の調整、予備品の取替等による処置をいう。

3. 本業務の履行期間中、点検・整備作業時以外で本業務対象設備の故障や誤動作等が発生した場合に対応を要請する場合がある。

なお、作業が実施された場合の費用については、担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

4. 本業務の履行範囲外に異常を発見した場合は、速やかに担当職員に報告するものとする。

## 2-11 設計変更

1. 本業務の契約後、設計内容に変更が生じた場合、担当職員又は受注者の発議による協議のうえ、仕様書並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、仕様書に示した目的及び機能

が同等と担当職員が判断した場合、承諾した仕様又は履行方法について請負代金額の変更を行わないものとする。

2. 請負代金額の変更については、発注者の変更積算額に請負比率（請負代金額を現契約の発注者の積算額で除した比率）を乗じて算出する金額を基に予定価格を設定し、その制限の範囲内で発注者と受注者が打合せのうえ決定するものとする。

#### 2-12 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

### 第3節 点検

#### 3-1 設備仕様及び点検項目

1. 点検作業の対象設備の主要仕様は、別紙-1「設備仕様一覧表」によるものとする。
2. 点検項目は、別紙-2「点検項目表」に示す各項目とする。受注者が、各項目を確認するための具体的な点検内容、点検方法を記入した点検チェックシートを受注者の責任において作成し、点検を実施するものとする。
3. 設備の運用状況、その他所要状況により点検の可否が生じた場合は、実施の有無又は実施時期の変更等について担当職員と打合せのうえ決定するものとする。  
なお、担当職員より点検中止の指示を行った場合は、設計変更の対象とする。

#### 3-2 共通事項

1. 受注者は、設備の機能維持、信頼性確保及び機能回復を目的として設備全体の機能を確認するものとする。
2. 点検における簡易な調整、油脂類の給油・補給、予備品等の交換作業は、本業務に含まれるものとする。  
なお、簡易な調整及び予備品等の交換を行う場合は、担当職員に連絡し了解を得たうえで実施するものとする。
3. 受注者は、本業務の履行にあたり、他の設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分留意するものとする。
4. ボルト・ナット、固定ピン等、弛み・変形・脱落する恐れのある箇所は、目視及びハンマリング等で確認を行うものとする。弛みが確認された場合は、速やかに担当職員に報告するとともに、増し締め、マーキング等の処置を行うものとする。
5. 本業務において使用する材料及び機械器具は、全て受注者が準備するものとする。
6. 設備及び設備周辺に付着した汚れ、塵芥等は、適宜清掃（除去）を行うものとする。
7. 本業務の履行によって塗膜に損傷を与えた箇所については、補修塗装を行うものとする。

### 3-3 履行条件

1. 各施設、設備の鍵等については、点検作業日に管理所において、貸出を受け、当時の作業終了後に返却を行うものとする。
2. 受注者は、各施設の点検において、警報を発報する場合は事前に担当職員に連絡するものとする。

### 3-4 点検作業

#### 1. 田代揚水施設ポンプ設備

- ① 田代揚水施設は常時用水を送水している施設であるため、1台ずつ点検を行うものとする。点検作業を行っていないポンプについては、確認運転を除き、基本的に単独自動運転状態を維持するものとする。
- ② 点検に伴いポンプを2台とも同時に停止せざるを得ない場合は、受注者は予め吐出水槽を満水にし、配水槽の水位低下を発生させないように留意して短時間に作業を行うものとする。(吐出水槽満水後ポンプ運転間隔：4時間程度)

#### 2. 山見揚水施設ポンプ設備

- 受注者は、山見揚水施設の吸水槽内を排水し、吸水槽及び吸水槽内のストレーナを清掃するものとする。なお、吸水槽の排水は同施設立坑内へ行うものとする。
- また、排水に必要となる水中ポンプ及び発電機等については受注者が準備するものとし、清掃に必要な水については、吸水槽の水を汲み置き使用するものとする。

### 3-5 確認運転

受注者は、点検整備完了後に確認運転を実施し、設備全体の総合の機能確認を行うものとする。

- ① 田代揚水設備においては、吐出水槽の状況を見つつ吐出弁全開・全閉までの確認運転を実施するものとする。
- ② 山見揚水設備においては、各ポンプ10分程度連続運転し、確認運転を実施するものとする。

別紙－1 設備仕様一覧表

寺内導水路付帯施設の田代揚水施設ポンプ設備、山見揚水施設ポンプ設備の設備仕様は次のとおりである。

設備名		田代揚水施設		山見揚水施設				
名称	1号	2号	非灌漑期用	灌漑期用				
	【田代斜坑→水槽】			立坑用	1号	2号	予備	
				【立坑→水槽】	【水槽→山見】	【水槽→仲仁鳥】	【水槽→山見】	
ポンプ形式	自吸式多段渦巻ポンプ		対象外	水中ポンプ	水中タービンポンプ	水中タービンポンプ	水中タービンポンプ	
	TVS-1256X3S-M37			100DL615	KUR2-656-15	KUR2-656-15	KUR2-506-7.5	
製作		(株)川本ポンプ		(株)荏原製作所	(株)川本ポンプ	(株)川本ポンプ	(株)川本ポンプ	
口径	吸込	φ125		-	-	-	-	
	吐出し	φ125		φ100	φ65	φ65	φ50	
全揚程		72m		20m	80m	80m	92m	
吐出量		1.8m <sup>3</sup> /min		2.00m <sup>3</sup> /min	0.63m <sup>3</sup> /min	0.63m <sup>3</sup> /min	0.25m <sup>3</sup> /min	
電動機出力		37kw		15kw	15kw	15kw	7.5kw	
直近取替年度		H25	H25	R2	R5	R5	H24	

点検項目表

別紙-2

施設名	田代揚水施設		点検実施年月日：		
設備名	揚水ポンプ設備		点検実施者：		
サブシステム名	揚水ポンプ				
装置区分	点 検		実施項目		備 考
	項 目	内 容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
自吸式ポンプ	作動状況	配水機能に異常が無いことを確認する。また、本体を目視、聴診、触診（配管）し異常振動・異音等が無いことを確認する。	○		
	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	○		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	○		
水位計	作動状況	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
吐出水槽	清掃・堆積状態	運転に支障のある土砂等が堆積していないことを確認する。	○		
弁・計測機器	作動状況	仕切弁、逆止弁、センサー、ゲージ等の作動状況を確認する。	○		
	外観の異常	目視により、外観に異常、運転に支障となる事象が無いことを確認する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。また、バルブコントロール内スペースヒータの動作状況を確認する。	○		
配管	漏洩	管理運転時に目視により、継手等に漏洩が無いことを確認する。	○		
	詰り	圧力計により管内圧力が正常であり、又ハンマリングによる打音に異常がなく、配管詰りが無いことを確認する。	○		
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	○		

特記事項：

点検項目表

施設名	田代揚水施設		点検実施年月日：		
設備名	揚水ポンプ設備		点検実施者：		
サブシステム名	操作制御設備（機側操作盤）				
装置区分	点 検		実施項目		備 考
	項 目	内 容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
操作盤外装	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	○		
押ボタン	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、バツキが無いことを確認する。	○		
補助リレー	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、バツキが無いことを確認する。	○		
3Eリレー	作動状況	目視によりケースの変色、フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等）、トリップ及び運転停止を確認する。	○		
漏電リレー	作動状況	目視によりケースの変色、フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等）、トリップ及び運転停止を確認する。	○		
配線用遮断器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
		人為的に信号を送り（テストボタン等）、トリップ及び運転停止を確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
運転回数	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
運転時間	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
全般	点検後の状態復旧	設備の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施錠、跡片付け、清掃状況等、点検前の状態が復旧していることを確認する。また操作室の施錠も確実に実施する。	○		

特記事項：

点検項目表

別紙-2

施設名	山見揚水施設		点検実施年月日：		
設備名	揚水ポンプ設備		点検実施者：		
サブシステム名	揚水ポンプ				
装置区分	点 検		実施項目		備 考
	項 目	内 容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
水中ポンプ	作動状況	配水機能に異常が無いことを確認する。また、本体を目視、聴診、触診（配管）し異常振動・異音等が無いことを確認する。	○		立坑用ポンプ除く
	電流値	運転時に操作盤電流計にて、電流値を計測、記録する。	○		
	電圧値	運転時に操作盤電圧計にて、電圧値を計測、記録する。	○		
	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	○		
水位計	作動状況	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
吸水槽	清掃・堆積状態	運転に支障のある土砂等が堆積していないことを確認する。	○		
雨量計	清掃・堆積状態	枯葉等の除去、作動状況を確認する。	○		
弁・計測機器	作動状況	仕切弁、逆止弁、空気弁、センサー、ゲージ等の作動状況を確認する。	○		
配管	漏洩	管理運転時を目視により、継手等に漏洩が無いことを確認する。	○		
	詰り	圧力計により管内圧力が正常であり、又ハンマリングによる打音に異常がなく、配管詰りが無いことを確認する。	○		
取付ボルト・ナット	弛み・脱落	目視、触診、ハンマリングにより、ボルト・ナットに異常が無いことを確認する。	○		

特記事項：

点検項目表

施設名	山見揚水施設		点検実施年月日：		
設備名	揚水ポンプ設備		点検実施者：		
サブシステム名	操作制御設備（機側操作盤）				
装置区分	点 検		実施項目		備 考
	項 目	内 容	年点検	結果	
設備全般	外観の異常	目視により、運転に支障のある異常が発生していないことを確認する。	○		
操作盤外装	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により、計測、記録する。	○		
押ボタン	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
切替スイッチ	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
タッチパネル	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
電磁接触器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、バタツキが無いことを確認する。	○		
補助リレー	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。聴診により異常なウナリ、バタツキが無いことを確認する。	○		
3Eリレー	作動状況	目視によりケースの変色、フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等）、トリップ及び運転停止を確認する。	○		
漏電リレー	作動状況	目視によりケースの変色、フクレが無いことを確認する。人為的に信号を送り（テストボタン等）、トリップ及び運転停止を確認する。	○		
シーケンサ	作動状況	雨量計のデータにより、自動制御が正常に作動することを確認する。	○		
配線用遮断器	作動状況	運転操作により正常な作動を確認する。	○		
		人為的に信号を送り（テストボタン等）、トリップ及び運転停止を確認する。	○		
盤内配線	端子締付状態	ドライバーにより増締めを実施する。	○		
運転回数	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
運転時間	運転状況	カウンタの数値を記入する。	○		
全般	点検後の状態復旧	設備の状態、表示灯による状態表示、操作盤の施錠、跡片付け、清掃状況等、点検前の状態が復旧していることを確認する。また操作室の施錠も確実に実施する。	○		

特記事項：

# 寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務

## 参 考 資 料

令和7年4月

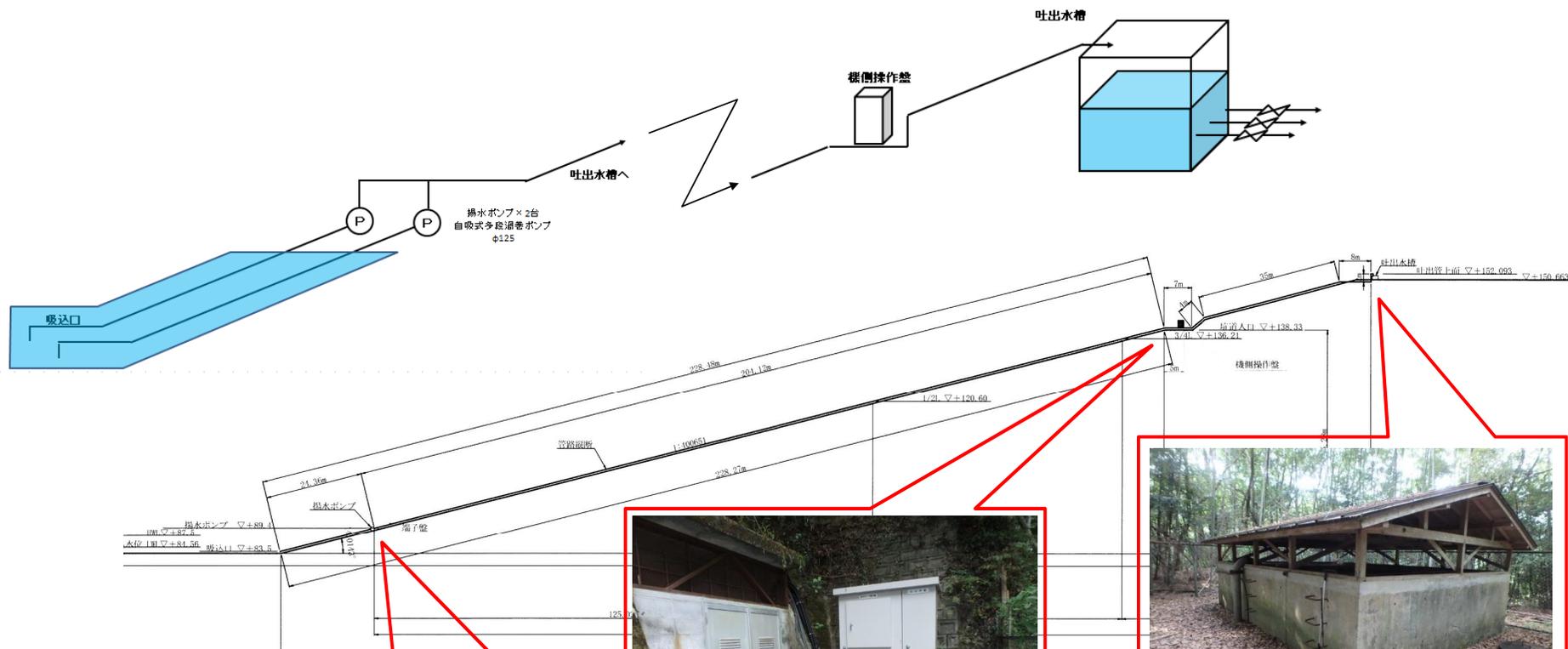
独立行政法人水資源機構  
筑後川上流総合管理所

# 田代・山見揚水施設 位置図



業務名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務
名称	揚水施設位置図
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

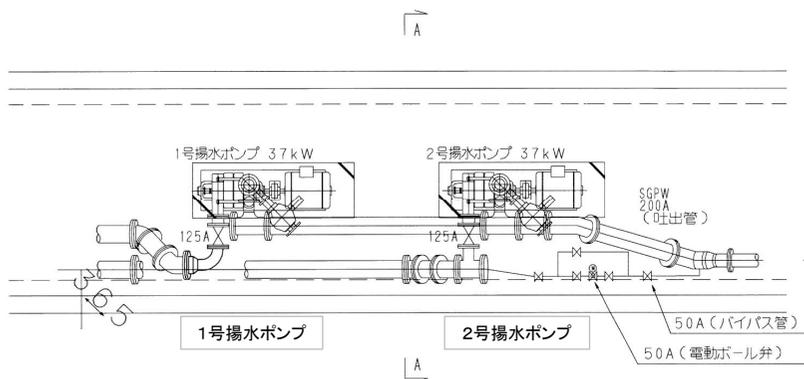
# 田代揚水施設 一般図



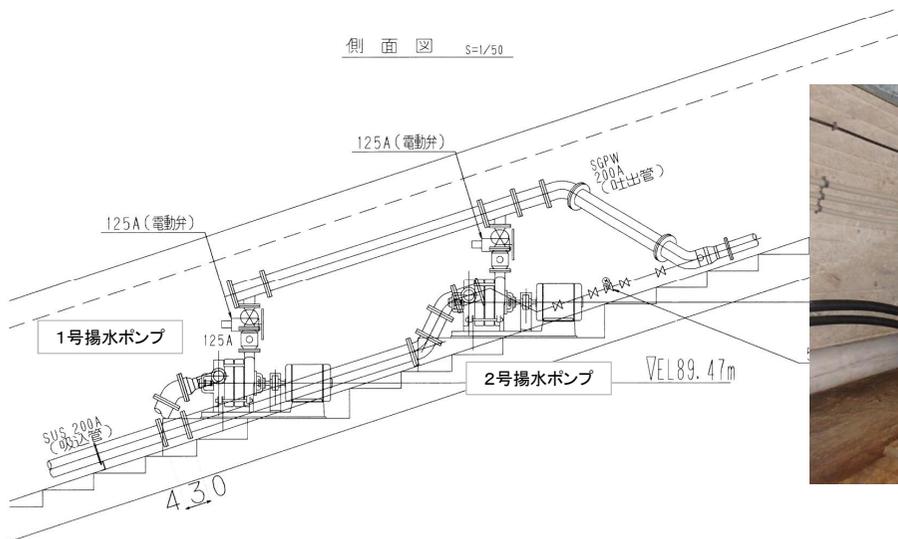
業務名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務
名称	田代揚水施設 一般図
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

# 田代揚水施設 ポンプ配置

平面図 S=1/50



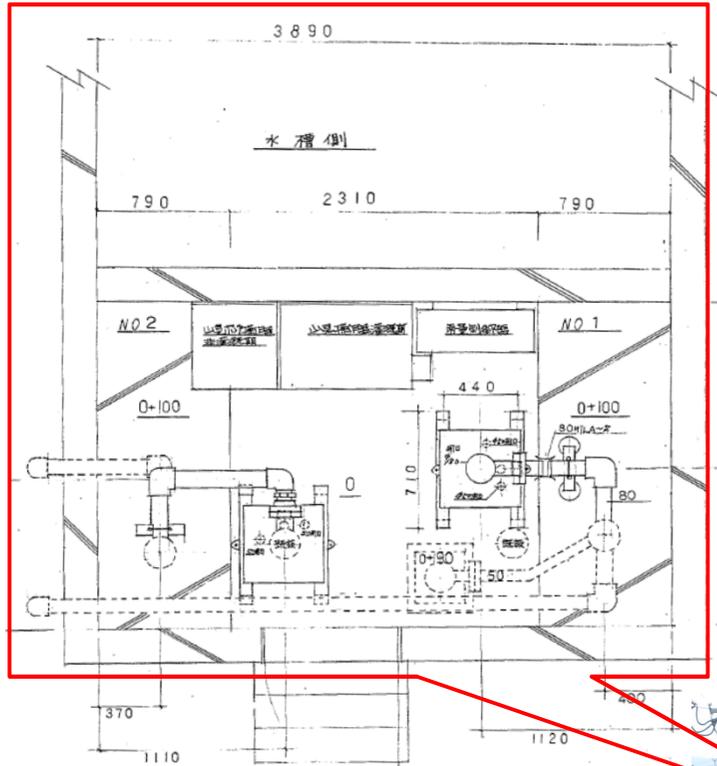
側面図 S=1/50



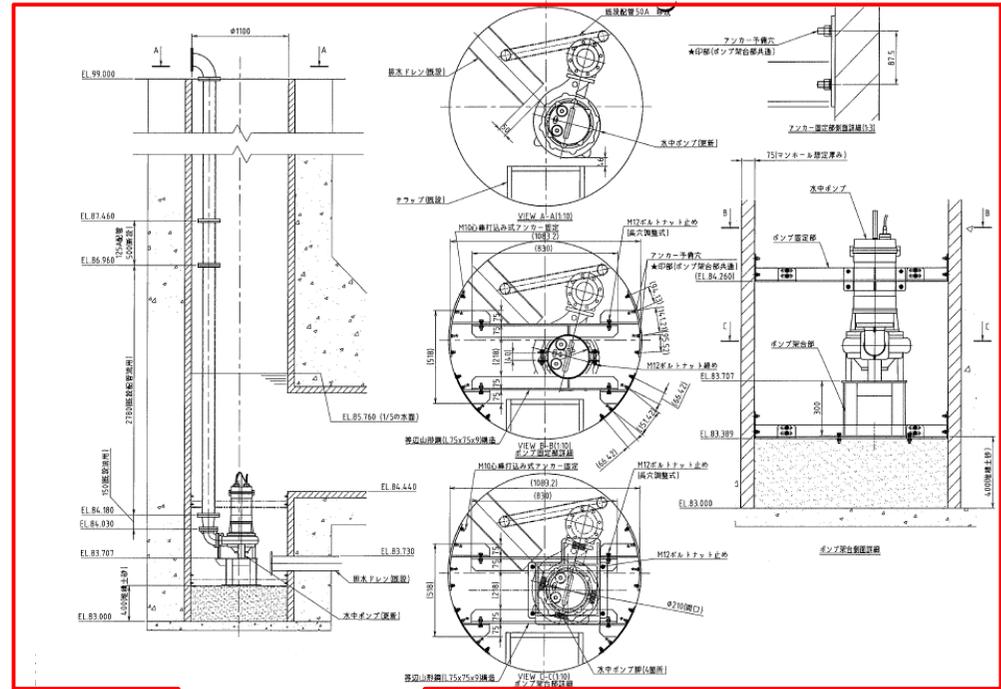
業務名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務
名称	田代揚水施設 ポンプ配置
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

# 山見揚水施設 一般図

山見揚水施設 平面図



山見揚水施設 立坑断面図

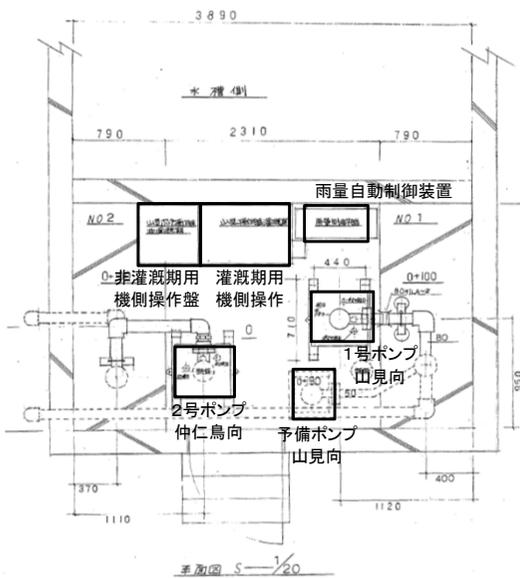


切替バルブ

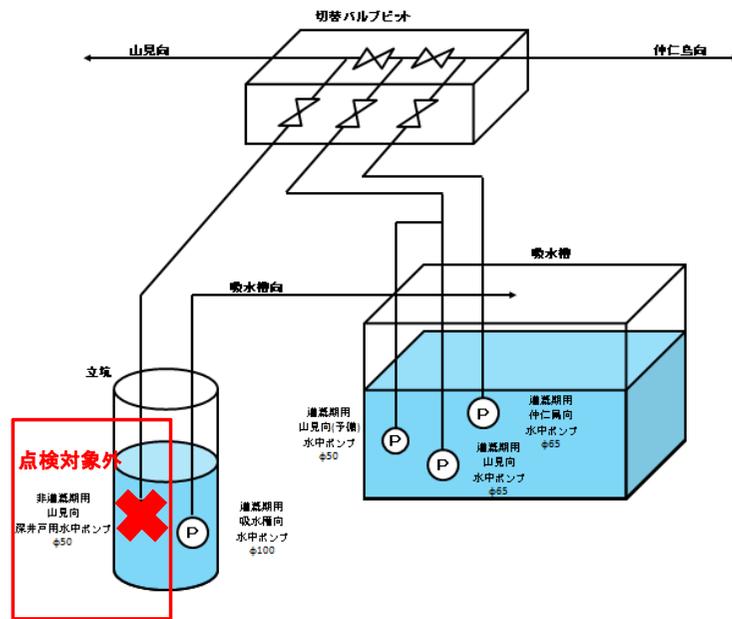
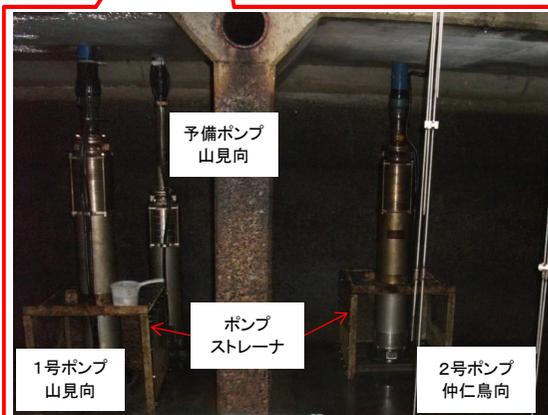
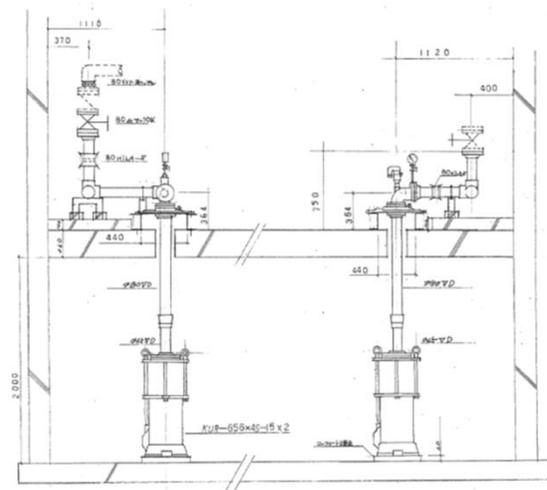


業務名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務
名称	山見揚水施設 一般図
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	

# 山見揚水施設 ポンプ配置



山見揚水施設 吸水槽断面図



業務名	寺内導水路付帯施設ポンプ設備点検業務
名称	山見揚水施設 ポンプ配置
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所	